

「(仮称)札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例」(素案)についてご意見を募集します。

意見募集期間 平成 20 年 10 月 31 日 (金) ~平成 20 年 11 月 30 日 (日) まで (期間内必着)

札幌市では、「(仮称)札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例」の制定に向けて検討を進めてきましたが、このたび、条例素案をとりまとめましたので、この素案に対する皆さまのご意見を募集します。

今後、お寄せいただいたご意見を考慮してさらに検討を行い、条例案として札幌市議会に提出する予定です。

また、皆さまからお寄せいただいたご意見などの概要は、それらに対する市の考え方と併せて、平成 21 年 1 月頃にホームページなどで公表いたします。

1 公表資料

- (1) 策定の背景及び必要性 (3ページ)
- (2) 条例案に盛り込む事柄の概要<骨格図> (5ページ)
- (3) 条例案に盛り込む事柄 (6~8ページ)
- (4) 素案の要旨 (9ページ)

2 公表場所

札幌市ホームページによる閲覧

<http://www.city.sapporo.jp/shimin/chiiki-bohan/seianjourei/index.html>

区政課 (札幌市役所本庁舎 13 階) における配布・閲覧

行政情報課 (札幌市役所本庁舎 2 階) における配布・閲覧

各区役所総務企画課広聴係における配布・閲覧

各まちづくりセンターにおける配布・閲覧

3 意見の提出方法

(1) 提出方法、様式等

本書に添付している所定の「ご意見記入シート」か、これに準じた様式で下記提出先への郵送、持参、FAXまたは電子メールにより提出してください（ご意見などの概要を公表する際は、氏名及び住所は公開いたしません）。

なお、電話や口頭によるご意見の受付には応じかねますので、ご了承ください。

(2) 電子メールによる場合の注意事項

ウイルス感染を避けるため、ファイルは添付せず、お使いのメールソフトで、件名に「（仮称）札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例（素案）に対する意見」と記載し、本文欄には、「ご意見記入シート」に準じた様式でご意見を記載のうえ、送付してください。

(3) その他

障がいのある方で上記の方法によることが困難な方は、下記の提出先にお越しいただくと、聞き取りでの提出にも対応いたします。

4 意見の提出先

札幌市市民まちづくり局地域振興部区政課（札幌市役所本庁舎 13 階）

住 所：〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

FAX：011-218-5156

Eメール：kusei@city.sapporo.jp

受付時間：平日の午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分

お問い合わせ先

札幌市市民まちづくり局地域振興部区政課

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

電 話：011-211-2252 FAX：011-218-5156

Eメール：kusei@city.sapporo.jp

I 策定の背景及び必要性

1 策定の背景

(1) 札幌市内の一般刑法犯認知件数等

平成 13 年以降、札幌市内の一般刑法犯認知件数（犯罪について警察が事件として取り扱った件数）は、着実に減少していますが、平成 19 年で未だに 27,840 件、1 日あたりに換算すると、約 76 件もの犯罪が発生しています。そして、その大部分を占めるのが、日常生活で誰もが被害に遭うおそれがある空き巣や車上ねらいなどの窃盗犯や、最近、急速に被害が拡大している振り込め詐欺といった身近な犯罪です。

これに加え、個人の生命や身体に危害を及ぼす凶悪犯や粗暴犯は年間で 1,000 件以上発生しており、こうした犯罪による被害者等は精神的な後遺症など、さまざまな問題を抱えています。

(2) 市民の意識

約 73%の市民が、空き巣等の住宅を狙った犯罪、子どもが被害者として巻き込まれる犯罪、悪質商法や詐欺など、身近な犯罪に遭うかもしれないという不安を抱えています。

(3) 地域防犯活動団体の状況

現在、札幌市内の地域防犯活動団体は、急速に増加しており、「地域の安全は地域で守る」という市民意識は大きな広がりを見せています。

しかし一方で、他の地域防犯活動団体との連携が難しい、活動に対する地域の理解・協力や活動に必要な情報が不足している、といったさまざまな悩みや課題を抱えています。

2 策定の必要性

以上の背景のもと、市民共通の願いである安全に安心して暮らせるまちの実現に向けて、犯罪を誘発する機会を減らすための取組と犯罪被害に遭った市民に対する支援をより適切に推進していくには、以下の観点に基づく基本的なルールや仕組みを整備することが必要です。

(1) 基本理念の共有に向けて

市民、事業者及び市の3者が連携・協力することを基本に、安全で安心なまちづくりを進める上で大切となる基本的な考え方を札幌市全体で共有すること。

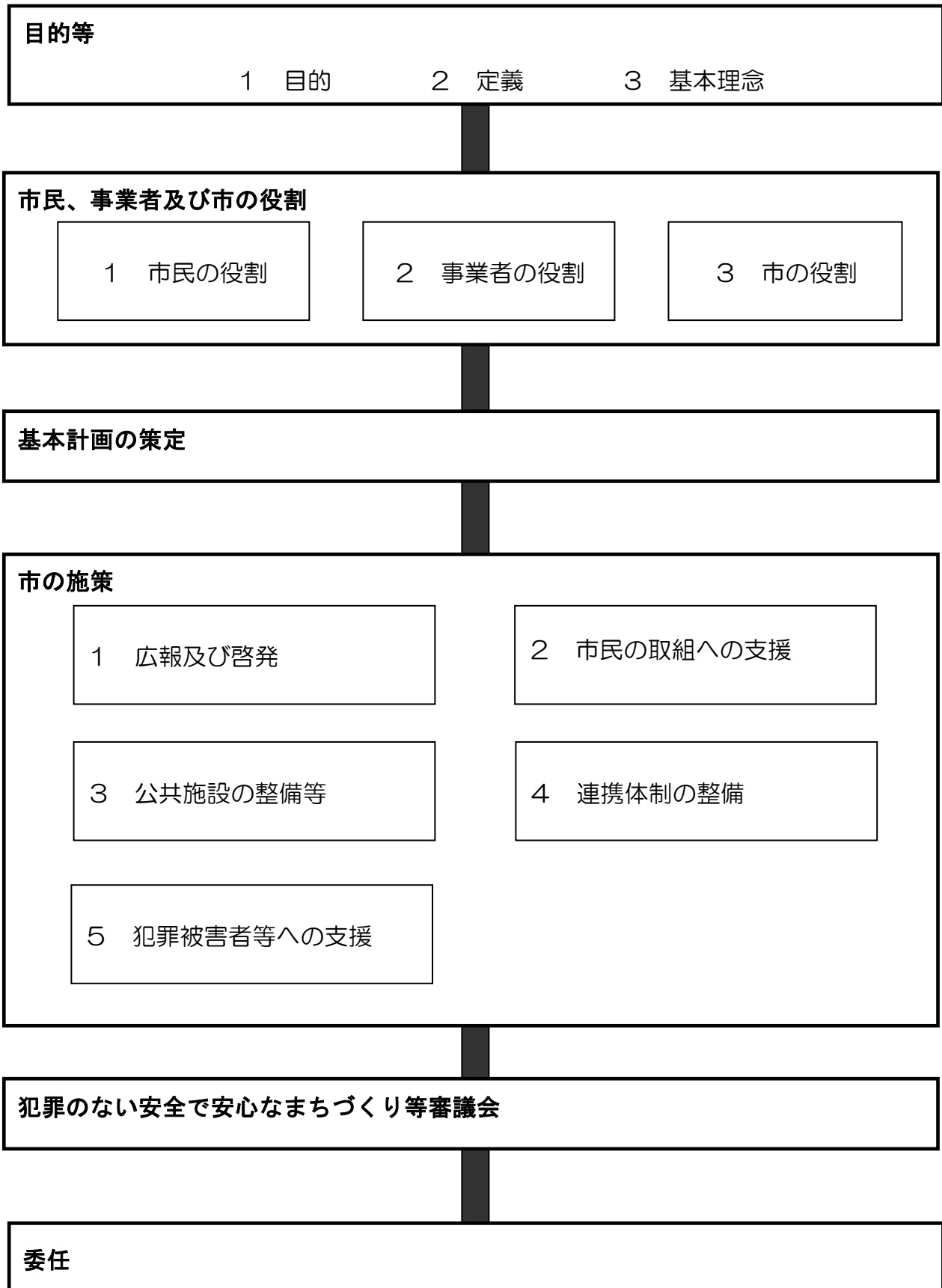
(2) 市民、事業者及び市の役割の明確化に向けて

市民、事業者及び市による安全で安心なまちづくりをより効率的に推進していくために、それぞれの役割を明確にすること。

(3) 安全で安心なまちづくりの着実な推進に向けて

市民の取組への支援や犯罪の防止に配慮した環境の整備、犯罪被害者等への支援などを札幌市が着実に推進していくこと。

Ⅱ 条例案に盛り込む事柄の概要<骨格図>



Ⅲ 条例案に盛り込む事柄

1 「目的」に掲げる事柄

この条例では、犯罪のない安全で安心なまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）に関し、基本理念を定め、市民、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、安全で安心なまちづくりの推進及び犯罪被害者等に対する支援に関する事項を定めることにより、安全に安心して暮らせるまちの実現に寄与することを、目的として掲げます。

※ この条例では、「市民」を「市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者及び市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体」としています。

2 「定義」に掲げる事柄

「安全で安心なまちづくり」とは、市民及び市による、犯罪を防止するための活動、犯罪の防止に配慮した環境の整備その他の犯罪を誘発する機会を減らすための取組をいう、ということ定義で掲げます。

3 「基本理念」に掲げる事柄

安全で安心なまちづくりは、市民、事業者及び市が、それぞれの役割を認識し、相互に連携・協力するとともに、次に掲げる事項を基本として推進されなければならないこと、を掲げます。

- (1) 市民及び市は、市民が安全で安心なまちづくりを行うに当たっての自主性及び自立性を尊重すること。
- (2) 市民及び市は、地域の特性及び実情に応じた安全で安心なまちづくりの推進に努めること。
- (3) 市民及び市は、安全で安心なまちづくりの推進に当たっては、地域における防災、交通安全その他の分野における取組との連携に努めること。
- (4) 市民及び市は、安全で安心なまちづくりの推進に当たっては、個人のプライバシーに配慮するよう努めること。
- (5) 市民及び市は、安全で安心なまちづくりの推進に当たっては、お互いが支え合う暮らしやすいまちの実現に資するよう努めること。

4 「市民の役割」に掲げる事柄

市民は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、自らの安全の確保に努めるとともに、相互に協力して地域における安全で安心なまちづくりを行うよう努める

こと、を掲げます。

5 「事業者の役割」に掲げる事柄

事業者は、事業活動における安全を確保するとともに、自らが有する資源を活用して、地域における安全で安心なまちづくりの支援に努めること、を掲げます。

6 「市の役割」に掲げる事柄

市は、関係機関との連携を図りながら、安全で安心なまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を実施すること、を掲げます。

7 「基本計画の策定」に掲げる事柄

市長は、安全で安心なまちづくり及び犯罪被害者等に対する支援を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定すること、を掲げます。

8 「広報及び啓発」に掲げる事柄

市は、安全で安心なまちづくりに対する市民の理解を深めるため、広報及び啓発を行うこと、を掲げます。

9 「市民の取組への支援」に掲げる事柄

市は、市民による安全で安心なまちづくりの促進を図るため、情報の提供、人材の育成その他の必要な支援を行うよう努めること、を掲げます。

10 「公共施設の整備等」に掲げる事柄

市は、犯罪の防止に配慮した公共施設の整備又は管理を行うよう努めること、を掲げます。

11 「連携体制の整備」に掲げる事柄

市は、安全で安心なまちづくりに関する市民等の連携を推進するため、協議会等の必要な体制を整備すること、を掲げます。

12 「犯罪被害者等への支援」に掲げる事柄

市は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法に基づき、関係機関との連携を図りながら、情報の提供、相談、広報、啓発その他の必要な支援を行うこと、を掲げます。

13 「犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」に掲げる事柄

(1) 安全で安心なまちづくりの推進及び犯罪被害者等に対する支援に関し必要な事項について調査審議等を行うため、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議

会（以下「審議会」という。）を置くこと、を掲げます。

(2) 審議会は、次に掲げる事務を行うこと、を掲げます。

ア 市長の諮問に応じ、基本計画に関し調査審議し、及び意見を述べること。

イ アに掲げるもののほか、安全で安心なまちづくり等の推進に関し必要な事項について調査審議し、及び意見を述べること。

(3) 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。この場合において、民意を適切に反映させるとともに、多角的かつ総合的な観点から調査審議等が行われるよう、公募した市民その他の多様な人材を委嘱するように配慮しなければならないこと、を掲げます。

(4) 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすること、を掲げます。

(5) 委員は、再任されることができると、を掲げます。

(6) 特別の事項等を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができること、を掲げます。

(7) 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができること、を掲げます。

(8) (1)から(7)に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定めること、を掲げます。

14 「委任」に掲げる事柄

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めること、を掲げます。

IV 素案の要旨

札幌市では、犯罪被害に遭う市民を一人でも少なくするための取組や環境づくりを進めるとともに、不幸にして犯罪被害に遭った市民に対する適切な支援を実施していきます。

① 犯罪が発生する状況に着目して、ソフトとハードの両面から取組を推進します

犯罪企図者(犯罪を行おうとする人)にとって犯罪を行いやすい状況があることに着目し、市民、事業者及び市が、ソフトとハードの両面からそのような状況を減らすための取組を推進することとしています(Ⅲ-2)。

② みんなで協力することによって地域の安全を守ります

市民、事業者及び市の役割を明らかにした上で、相互に連携・協力していくことの重要性を示し、その実効性を確保するために協議会等の設置といった枠組みを整備することとしています(Ⅲ-3~6、11)。

③ 市民の自主・自立の意識に支えられた取組が推進されることを大切にします

誰かに強要されて行うのではなく、「地域の安全は地域で守る」という自主・自立の意識に支えられた取組が推進されることを大切にします(Ⅲ-3(1))。

④ 犯罪を防止するだけでなく、お互いが支え合う暮らしやすいまちを大切にします

犯罪の防止だけでなく、地域の特性や実情に応じることや、相手を気遣う意識などをはぐくむことで、お互いが支え合う暮らしやすいまちにつなげていくことを大切にしています(Ⅲ-3)。

⑤ 社会の変化に柔軟に対応して、効果的な取組を推進します

社会情勢を踏まえた基本計画を策定することを通じて具体的な対策を着実に進めることとし、さらにその計画の実効性を確保するための審議会を設置することとしています(Ⅲ-7、13)。

⑥ 犯罪被害者等への適切な支援を行います

関係機関との連携を図りながら、情報の提供、相談などを通じ、犯罪被害者等への支援を行うこととしています(Ⅲ-12)。

市政等資料番号

02-A01-08-851